

「養育費」や「親子交流(面会交流)」 の取り決めはされましたか?

～知ってほしい 養育費のこと・親子交流(面会交流)のこと～



平成23年の民法一部改正により、協議離婚の際には子の監護者(親権者)のほかに「養育費」や「親子交流(面会交流)」についても取り決めをすることとなりました。取り決める際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記されました。

こんなことに悩んでいませんか。

- 離婚に向け考えることがありすぎて、どうしたらいいかわからない。
- 養育費を、どのように取り決めたらいいのかわからない。
- 相手が話し合いに応じてくれず進まない。
- 養育費の取り決めをしたが、支払いが滞っている。
- 離婚前の別居中でも養育費の請求ができるのだろうか。
- こどもと会わずに養育費をもらいたいのですが、親子交流(面会交流)をしないと養育費はもらえないのだろうか。

ひとり親の方、お子さんをお持ちで
離婚を考えている方ご相談ください

離婚等の訴訟や調停において、当事者は裁判所に実際に出頭することなく、ウェブ会議による口頭弁論の参加や和解・調停の成立ができるようになりました。令和7年3月1日施行

改正の内容は
こちらから▶
(法務省HP)



当センターでは、養育費の確保や親子交流(面会交流)に関する取り決めを促進するため、次の事業を実施しております。

■親子交流(面会交流)支援事業

チラシはこちら▶



父母間のみでは、こどもの親子交流(面会交流)を行うことが困難な場合、付き添い等の支援を原則月1回、1年間、無料でご利用いただけます。(交通費等は別途負担)

■養育費相談員による相談 ■弁護士による「養育費などの無料法律相談」

養育費等講習会のご案内

お子さんをお持ちで離婚を考えている方、
支援者さんのご参加も可能です。

無料託児あり



【講師】 弁護士 阿部 広美 氏 【内容】 知っておきたい法的なこと～離婚に必要な準備と手続きについて～

第1回
令和7年
10月11日(土)
13:30～15:00

第1回
お申込み
フォーム



第2回
令和7年
11月22日(土)
13:30～15:00

第2回
お申込み
フォーム



お申込み締め切り日:9月26日(金)

お申込み締め切り日:11月7日(金)

※2回とも同じ内容です ※オンラインとOKBふれあい会館会議室にてスクリーンによる視聴 ※記載のお申込みフォームにてお申込みください

お問
合わせ

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
OKBふれあい会館 第2棟9階

TEL 058-268-2569

E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp



※当センターは、岐阜県及び岐阜市より委託を受け一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会が運営しています

- 開所日時/
月～土曜日 9時～17時
※祝祭日、年末年始を除く
- 夜間(17時～20時まで)の
ご相談を受け付けております。
※要予約
- 電話・来所・メール・オンラインでの
ご相談をお受けしています。

友だち登録はこちらから



定期的
にお役立ち情報
をお届けします。

LINE



HP



facebook

こどもの健やかな成長のために

離婚をするときに
親としてあらかじめ
話し合っておくべきこと



養育費とは

こどもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。こどもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。こどもに対し、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることは、とても大切なことです。

親子交流(面会交流)とは

こどもと離れて暮らしているお父さんやお母さんがこどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。離婚によって夫婦は他人になっても、こどもにとっては父母はともにかけがえのない存在です。親子交流(面会交流)は、そんなこどものために行うものです。こどもは、親子交流(面会交流)を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、こどもが生きていく上での大切な力となります。

(法務省リーフレットから引用)

離婚をするときに考えておくべきことをまとめた法務省の情報はこちらから

離婚を考えている方へ
～離婚をするときに考えておくべきこと～
(法務省HP)



「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」について

(法務省HP)



法務省が初制作! 養育費不払い解消に向けた応援動画「養育費バーチャルガイダンス2021」は、こちらから

14分間の動画です。手続きや書式、窓口などわかり易く解説されています。



養育費・親子交流相談支援センター相談窓口はこちらから

電話相談

TEL 03-3980-4108

(ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

TEL 0120-965-419

(携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時

(振替休日は、電話相談はお休みです)



HP

メール相談 info@youikuhj.or.jp (相談から一週間程経過しても回答が届かない場合は当センターに電話でお問い合わせください)

岐阜市、大垣市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、山県市、岐阜県が実施している養育費支援事業は、こちらから (令和7年6月現在)

養育費の取決めを行うひとり親などに対し、養育費に関する公正証書などの作成に必要な経費を援助します。(補助上限あり)



岐阜市
養育費取り決め
支援事業



大垣市
養育費手続
支援事業



関市
養育費に関する公正証書
作成費等補助金事業



羽島市
養育費確保
支援補助金



恵那市
養育費確保
支援事業



各務原市
養育費確保
支援事業



山県市
ひとり親養育費
支援事業



岐阜県
公正証書等による債務名義の取得
支援補助金(町村にお住まいの方)

